

○延納金、延滞金及び売買差額返還に係る機構が別に定める割合について

[平成 19 年 9 月 5 日付]

[19 農畜機第 1870 号]

最終改正 令和 4 年 12 月 6 日付 4 農畜機第 4730 号

指定糖売買要領（昭和 40 年 12 月 25 日付け 40 糖安第 143 号（輸）、輸入異性化糖等売買要領（平成 2 年 5 月 23 日付け 2 蚕糖第 506 号（輸））、国内産異性化糖売買要領（昭和 57 年 9 月 28 日付け 57 蚕糖第 912 号）、輸出用異性化糖売買要領（昭和 59 年 8 月 1 日付け 59 蚕糖第 756 号（輸））、輸入加糖調製品売買要領（平成 30 年 12 月 30 日付け 30 農畜機第 5221 号）及び指定でん粉等売買要領（平成 19 年 4 月 25 日付け 18 農畜機第 4747 号）に規定する機構が別に定める割合については、次のとおりとする。

第 1 延納金に係る割合

指定糖売買要領第 17 条、輸入異性化糖等売買要領第 17 条、輸入加糖調製品売買要領第 17 条及び指定でん粉等売買要領第 17 条に基づく延納金に係る機構が別に定める割合は、三井住友銀行の日々の短期プライムレートとする。

第 2 延滞金に係る割合

指定糖売買要領第 19 条、輸入異性化糖等売買要領第 19 条、国内産異性化糖売買要領第 16 条、輸出用異性化糖の買入れ及び売戻し約款第 10 条、輸出用異性化糖の買入れ及び売戻し約款（解除条件を付さないもの）第 9 条、輸入加糖調製品第 19 条及び指定でん粉等売買要領第 19 条に基づく延滞金に係る機構が別に定める割合は、次によるものとする。

- (1) 国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 60 条第 2 項のただし書きの割合とする。
- (2) (1) にかかわらず督促状を發した日から起算して 10 日を経過した以降の延滞にあつては、国税通則法第 60 条第 2 項本文の割合とする。

第 3 売買差額返還に係る割合

指定糖売買要領第 21 条の 2 第 4 項ただし書き、第 22 条第 5 項ただし書き、

輸入異性化糖等売買要領第 21 条の 2 第 4 項ただし書き、第 22 条第 5 項ただし書き、輸入加糖調製品売買要領第 21 条の 2 第 4 項ただし書き、第 22 条第 4 項ただし書き及び指定でん粉等売買要領第 21 条の 2 第 4 項ただし書き、第 22 条第 6 項ただし書きに基づく売買差額返還に係る機構が定める割合は、三井住友銀行の普通預金利率とする。

附 則

この取扱いは、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 2 月 19 日付 29 農畜機第 5802 号)

この定めは、平成 30 年 2 月 19 日から施行し、義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し約款第 10 条第 1 項及び第 13 条第 3 項に基づく機構が別に定める取引銀行について (平成 19 年 9 月 5 日付 19 農畜機第 1870 号)、輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し約款第 10 条第 1 項及び第 13 条第 3 項に基づく機構が別に定める取引銀行について (平成 19 年 9 月 26 日付 19 農畜機第 2169 号)、輸入異性化糖及び混合異性化糖売買要領第 15 条及び第 19 条第 4 項に基づく機構が定める割合について (平成 19 年 9 月 26 日付 19 農畜機第 2169 号)、義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し約款に規定する機構が別に定める取引銀行について (平成 19 年 7 月 31 日付 19 農畜機第 1749 号) 及び義務売渡しに係る指定でん粉等売買要領第 16 条及び同第 20 条第 7 項に基づく機構が定める割合について (平成 19 年 7 月 31 日付 19 農畜機第 1749 号) は廃止する。

附 則 (平成 30 年 12 月 21 日付 30 農畜機第 5221 号)

この定めは、平成 30 年 12 月 30 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日付 2 農畜機第 7272 号)

この定めは、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 6 日付 4 農畜機第 4730 号)

この定めは、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。